



# 佐賀県公報

平成18年  
10月16日  
(月曜日)  
第 12819号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 道路の区域の変更 (六一五・道路課) 一
- 道路の供用開始 (六一六・ ) 一
- 道路の区域の変更 (六一七・ ) 二
- 道路の供用開始 (六一八・ ) 二
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 二

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月十六日から平成十八年十一月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月十六日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道路		変更前後の別	区 域	
	区 間	の		幅員メートル	延長メートル

一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村藤原字池田三八一 三番一地从先から	後	四二・一 七・四	一八八・二
	佐賀市三瀬村藤原字池田三七三 七番一地从先まで	後	四二・一 七・四	一八八・二
県道 三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三八〇 六番一地从先から	後	二四・九 一三・七	四〇一・六
	佐賀市三瀬村藤原字池田三六七 九番一地从先まで	後	二四・九 一三・七	四〇一・六
三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三八〇 六番一地从先から	前	三五・八 八・七	四〇五・九
	佐賀市三瀬村藤原字池田三六七 九番一地从先まで	前	三五・八 八・七	四〇五・九

### ◎佐賀県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月十六日から平成十八年十一月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月十六日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村藤原字池田三八一三番一地从先から 佐賀市三瀬村藤原字池田三七七三番一地从先まで	平成一八・一〇・一六
県道 三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三八〇六番一地从先から 佐賀市三瀬村藤原字池田三六七九番一地从先まで	"

●佐賀県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月十六日から平成十八年十一月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
県道 三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三六七九番一地从先から	後	五六・四	八八〇・二
	佐賀市三瀬村藤原字池田二八七九番六三地从先まで	前	一一・一	
三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三六七九番一地从先から	後	二〇・二	八八三・八
	佐賀市三瀬村藤原字池田二八七九番六三地从先まで	前	六・六	

●佐賀県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月十六日から平成十八年十一月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三六七九番一地从先から 佐賀市三瀬村藤原字池田二八七九番六三地从先まで	平成一八・一〇・一六

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年10月16日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスーパーセンター佐賀店

佐賀郡東与賀町大字下古賀字一本杉87番地 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)

イオンスーパーセンター東与賀【本棟】

(変更後)

イオンスーパーセンター佐賀店

(3) 変更した年月日

平成17年 4月23日

2 届出年月日

平成18年 9月29日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成18年10月16日から

平成19年 2月15日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するように提出してください。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年十月十六日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

